

○岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例施行規則

平成 30 年 2 月 15 日
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例(平成30年岩手沿岸南部広域環境組合条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求書)

第 2 条 条例第6条に規定する請求書は、岩手沿岸南部広域環境組合行政文書開示請求書(様式第1号)のとおりとする。

(決定通知書)

第 3 条 条例第7条に規定する行政文書の開示の請求に対する可否の決定通知は、岩手沿岸南部広域環境組合行政文書開示決定通知書(様式第2号)、岩手沿岸南部広域環境組合行政文書部分開示決定通知書(様式第3号)又は岩手沿岸南部広域環境組合行政文書非開示決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第 4 条 条例第8条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(行政文書の取扱い)

第 5 条 条例第8条第2項の規定により行政文書を閲覧する者は、行政文書をていねいに取り扱うこととし、汚損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し行政文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(費用の負担)

第 6 条 条例第12条第2項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第12条第3項の実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

(行政文書目録)

第7条 条例第15条の規定による行政文書目録は、岩手沿岸南部広域環境組合文書管理規程(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合訓令第4号)に規定する文書分類表をもって充てるものとする。

(運用状況の公表)

第8条 条例第16条の規定により管理者は、前年度の運用状況を岩手沿岸南部広域環境組合議会議長に報告するとともに、釜石市広報、大船渡市広報、陸前高田市広報、大槌町広報及び住田町広報をもって住民に公表するものとする。

2 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の件数及び処理状況
- (2) 審査請求の件数及び処理状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第6条関係)

区分		単位	金額
1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	白黒	1枚につき	10円(両面に複写した場合には、20円)
	カラー	1枚につき	60円(両面に複写した場合には、120円)
2 1に掲げる以外の写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第2(第6条関係)

開示の実施の方法	区分		単位	金額
複製物の交付	磁気テープ等に複製した複製物		1枚又は1巻につき	複製物の作成に要する費用に相当する金額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の模写による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	白黒	1枚につき	10円(両面に複写した場合には、20円)
		カラー	1枚につき	60円(両面に複写した場合には、120円)
	2 1に掲げる以外写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

岩手沿岸南部広域環境組合管理者 宛

住所

氏名

印

〔法人その他の団体に
あつては、主たる事
務所の所在地及び名
称並びに代表者氏名〕
連絡先(電話番号)

岩手沿岸南部広域環境組合行政文書開示請求書

岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足りる事項	
開示の実施の方法	<p>1 文書又は図面の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧(これに引き続く写しの交付の希望 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無) <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/>窓口での交付 <input type="checkbox"/>郵送による交付)</p> <p>2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴(これに引き続く複製物の交付の希望 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無) <input type="checkbox"/> 複製物の交付(<input type="checkbox"/>窓口での交付 <input type="checkbox"/>郵送による交付) <input type="checkbox"/> 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧(これに引き続く写しの交付の希望 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無) <input type="checkbox"/> 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付(<input type="checkbox"/>窓口での交付 <input type="checkbox"/>郵送による交付)</p>
備 考	

備考

- 「開示の実施の方法」欄の記載は、請求される方の任意です。
- のある欄は、該当する項目のにレ印を付して下さい。
- 連絡先(電話番号)は、今後の手続き等についてご連絡する場合がありますので、必ず記載してください。

様

岩手沿岸南部広域環境組合管理者

印

岩手沿岸南部広域環境組合行政文書開示決定通知書

年 月 日付で請求のありました行政文書の開示について、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

行政文書の表示	
開示を実施する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
開示を実施する場所	
開示の実施に要する費用に相当する額	(行政文書の写し等の郵送を希望される場合は、別途、郵送に要する費用を負担していただきます。)
開示の実施の方法	
担当課等	電話番号() — 係名 内線
備考	

備考

- 1 「開示の実施に要する費用に相当する額」とは、行政文書の写し、複製物又は行政文書を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくことになる費用の額を記載しています。
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第3号(第3条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合管理者 印

岩手沿岸南部広域環境組合行政文書部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示について、次のとおり行政文書の一部を除いて開示することと決定しましたので通知します。

行政文書の表示	
開示を実施する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
開示を実施する場所	
開示の実施に要する費用に相当する額	(行政文書の写し等の郵送を希望される場合は、別途、郵送に要する費用を負担していただきます。)
開示の実施の方法	
開示しない部分	
上記の部分を開示しない理由	
担当課等	係名 電話番号() — 内線
備考	

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は管理者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年が経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 「開示の実施に要する費用に相当する額」とは、行政文書の写し、複製物又は行政文書を紙その他これらに類するものに印字し、若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくことになる費用の額を記載しています。
- 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様

岩手沿岸南部広域環境組合管理者 印

岩手沿岸南部広域環境組合行政文書非開示決定通知書

年 月 日付で請求のありました行政文書の開示について、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の表示	
開示しない理由	
担 当 課 等	係名 電話番号() — 内線
備 考	

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は管理者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。